

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都狛江市和泉本町四丁目七番、最後の住所東京都狛江市和泉本町一丁目六番一五〇一〇号 被相続人 亡 山田 英明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

東京都立川市曙町一丁目三〇番二一〇号立川井上ビルB一〇一 弁護士法人ENISHI
相続財産清算人 弁護士 中島 正俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池市七城町菰入二一三番地、最後の住所東京都町田市鶴川六丁目八番地一七の二〇一 被相続人 亡 本山 靖
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

東京都立川市曙町一〇三〇一 立川井上ビルB一〇一 弁護士法人ENISHI
相続財産清算人 弁護士 栗原 亮介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上馬四丁目三七番、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字大久野三五六八番地一藤香苑 被相続人 亡 金井美代子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年八月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

事務所東京都港区新橋二一〇一 一新新橋駅前ビル一五五五階藤光・鈴木法律事務所
相続財産清算人 弁護士 鈴木 一夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県北佐久郡軽井沢町大字発地二二七番地、最後の住所横浜市港南区港南台六丁目九番二六号プラチナ倶楽部グループホーム 港南台 被相続人 亡 依田 千里
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

事務所 相続財産清算人 弁護士 鄭 聖愛

令和八年六月九日

神奈川県横浜市港北区新横浜三六一一二日総第12ビル二階 相続財産清算人 弁護士 天野 康代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県三条市鹿峰九三八番地、最後の住所新潟県三条市鹿峰九三八番地 被相続人 亡 長谷川勝久
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

新潟県三条市東三条二丁目五番一〇号川商ビル二階 片桐・坂西・阿部法律事務所
相続財産清算人 弁護士 坂西 哲昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区錦二二一三 名古屋センドビル本館四階 相続財産清算人 弁護士 小関ありや
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

名古屋市中区錦二二一三 名古屋センドビル本館四階 相続財産清算人 弁護士 小関ありや

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区錦二二一三 名古屋センドビル本館四階 相続財産清算人 弁護士 小関ありや
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

名古屋市中区錦二二一三 名古屋センドビル本館四階 相続財産清算人 弁護士 小関ありや

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県明石市東仲ノ町一〇五番地、最後の住所神戸市垂水区星が丘三丁目一番一四号 被相続人 亡 衣笠 成宏
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

神戸市中央区多聞通三丁目三番一六号 甲南第一ビル八階八〇五号 神戸はるか法律事務所 相続財産清算人 弁護士 鄭 聖愛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県唐津市富士見町五九三番地二二一、最後の住所神戸市北區西大池二丁目六番二一〇一七〇三三三 被相続人 亡 宮川 次男
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

神戸市中央区明石町四八番地 神戸ダイヤモンドビル八階 六甲法律事務所
相続財産清算人 弁護士 浅田 修宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県鳥取市東今在家五五番地五二、最後の住所鳥取県鳥取市東今在家一六〇番地九西川ハイツ二〇二二 被相続人 亡 岸本真由美
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市真備町川辺六七九番地四、最後の住所岡山県倉敷市真備町川辺六七九番地四 被相続人 亡 日高ウメ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

岡山県総社市中央二丁目五番一〇号マルセンドビル二階南 総社法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡田 孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市東原町六〇四二番地二四、最後の住所鹿児島県鹿屋市東原町六〇四二番地二四 被相続人 亡 久留木京子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

岡山県総社市中央二丁目五番一〇号マルセンドビル二階南 総社法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡田 孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市東原町六〇四二番地二四、最後の住所鹿児島県鹿屋市東原町六〇四二番地二四 被相続人 亡 久留木京子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

岡山県総社市中央二丁目五番一〇号マルセンドビル二階南 総社法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡田 孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿屋市東原町六〇四二番地二四、最後の住所鹿児島県鹿屋市東原町六〇四二番地二四 被相続人 亡 久留木京子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年六月九日

令和八年六月九日

事務所鹿児島県鹿屋市旭原町三五九四番地一四 司法書士いちぎ事務所 相続財産清算人 司法書士 竜崎 健一

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 緑川ゆき江
住所 福島県郡山市鳴神三丁目二七番地中野ハイツ一〇二二

生年月日 昭和四十四年六月九日

二 供託所 福島地方裁判所郡山支部

三 供託番号 令和八年度金第五七号

四 供託金額 九六六、三二五円

五 裁判所 福島家庭裁判所郡山支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和四年(家)第七〇八三三
令和八年六月九日

福島県郡山市開成三丁目八番八号OKIN
〇ビル一〇三三号室吉田健祐法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 吉田 健祐

第12期決算公告

令和8年5月18日 秋田県秋田市内向浜一丁目10番1号

アルフレッサファインケミカル株式会社

代表取締役社長 天野 昌樹

貸借対照表の要旨 (令和8年3月31日現在) (単位: 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,388	流動負債	956
固定資産	5,388	固定負債	80
有形固定資産	5,228	負債合計	1,037
無形固定資産	39	株主資本	8,739
投資その他の資産	119	資本剰余金	400
		資本準備金	4,805
		資本剰余金	400
		資本剰余金	4,405
		利益剰余金	3,534
		利益剰余金	2,659
		利益剰余金	(875)
		純資産合計	8,739
資産合計	9,776	負債・純資産合計	9,776